



株式会社 **中山製鋼所**

証券コード 5408

第131回 定時株主総会 招集ご通知

書面またはインターネットによる議決権行使期限
2025年6月25日(水曜日)午後5時まで

開催日時

2025年6月26日(木曜日)午前10時

(受付開始:午前9時)

開催場所

大阪市大正区船町一丁目1番66号

当社本社

決議事項

<会社提案(第1号議案から第4号議案まで)>

第1号議案 剰余金の処分の件

第2号議案 定款一部変更の件

第3号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)
8名選任の件

第4号議案 補欠監査等委員である取締役1名選任の件

<株主提案(第5号議案から第8号議案まで)>

第5号議案 剰余金処分の件

第6号議案 自己株式取得の件

第7号議案 定款一部変更(自己株式の消却)の件

第8号議案 自己株式の消却の件



中山製鋼所グループ 企業理念

経営理念

中山製鋼所グループは、公正な競争を通じて付加価値を創出し経済社会の発展を担うとともに、社会にとって有用な存在であり続けます。

行動指針

1. 法令や社会的規範を守り、高い倫理観を持って行動します。
2. 安全・防災・環境問題は企業の存在の基本条件と位置づけ、生産活動に優先して取り組みます。
3. 社会的に有用な商品・サービスを開発、提供し、顧客の満足度と豊かさを実現します。
4. 従業員の人格・個性を尊重するとともに、安全で働きやすい環境を確保し、ゆとりと豊かさを実現します。
5. 社会および株主とのコミュニケーションを大切にし、企業情報を積極的かつ公正に開示します。
6. 良き企業市民として積極的に社会貢献活動に取り組みます。

グループビジョン

中山製鋼所グループは、鉄鋼事業を中核に発展してきた企業集団であり、今後ともお客様と将来の夢を共有し、社会にとって有用な付加価値の高い製品を開発、商品化し、お客様に安定的に提供していく努力を継続してまいります。

証券コード 5408

2025年6月9日

(電子提供措置の開始日 2025年6月4日)

株 主 各 位

大阪市大正区船町一丁目1番66号

株式会社 中山製鋼所

代表取締役社長 箱守一昭

第131回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第131回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の以下のウェブサイト
サイトに「第131回定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

【当社ウェブサイト】

https://www.nakayama-steel.co.jp/menu/investment/shareholders_meeting.html



また、インターネット上の以下のウェブサイトでも電子提供措置をとっております。以下の東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）にアクセスのうえ、「銘柄名（会社名）」に「中山製鋼所」または証券「コード」に「5408」（半角）を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類／PR情報」を順に選択して、ご確認いただけます。

【東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



なお、当日ご出席されない場合は、書面（議決権行使書）または電磁的方法（インターネット）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討いただき、「議決権行使方法のご案内」（3～5頁）をご参照のうえ、2025年6月25日（水曜日）午後5時までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時	2025年6月26日（木曜日）午前10時（受付開始時刻：午前9時）
2. 場 所	大阪市大正区船町一丁目1番66号 当社本社 （末尾の会場ご案内図をご参照ください。）
3. 目的事項 報告事項	(1) 第131期（2024年4月1日から2025年3月31日まで） 事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査等委員会の 連結計算書類監査結果報告の件 (2) 第131期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）計算書類報 告の件
決議事項	
＜会社提案＞	
第1号議案	剰余金の処分の件
第2号議案	定款一部変更の件
第3号議案	取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名選任の件
第4号議案	補欠監査等委員である取締役1名選任の件
＜株主提案＞	
第5号議案	剰余金処分の件
第6号議案	自己株式取得の件
第7号議案	定款一部変更（自己株式の消却）の件
第8号議案	自己株式の消却の件

取締役会としては、第5号議案～第8号議案に 反対 しております。

以 上

お知らせ

◎電子提供措置事項のうち、事業報告の「会計監査人の状況」および「会社の体制および方針」、連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」および「連結注記表」ならびに計算書類の「株主資本等変動計算書」および「個別注記表」として表示すべき事項につきましては、法令および当社定款第15条の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。なお、監査等委員会および会計監査人はこれらの事項を含む監査対象書類を監査しております。

◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに掲載させていただきます。

議決権行使方法のご案内



書面により議決権を行使される方

同封の議決権行使書に賛否をご表示いただき、ポストへ投函をお願い申し上げます（議決権行使書において、各議案につき賛否のご表示がない場合は、会社提案については賛成、株主提案については反対の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。）。

行使期限

2025年6月25日（水曜日）午後5時到着分まで



電磁的方法（インターネット）により議決権を行使される方

当社指定の、議決権行使ウェブサイト（<https://evote.tr.mufg.jp/>）にアクセスいただき、画面の案内に従って各議案に対する賛否をご入力ください。

行使期限

2025年6月25日（水曜日）午後5時まで

- (1) 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金等）は、株主様のご負担とさせていただきます。
- (2) インターネットのご利用環境や機器によっては、議決権行使ウェブサイトをご利用いただけない場合があります。

複数回にわたり行使された場合の議決権の取り扱い

- 郵送（書面）とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきますのでご了承ください。
- インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。



当日ご出席される方

同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出ください。
また、資源節約のため本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。

株主総会開催日時

2025年6月26日（木曜日）午前10時

書面による議決権行使のご案内

行使期限：2025年6月25日（水曜日）午後5時到着分まで

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、ご返送願います。

当社取締役会の意見にご賛成の場合は、株主提案に対する賛否ご記入欄の「否」の欄に○印をご表示願います。

※各議案につき賛否のご表示がない場合は、会社提案については賛成、株主提案については反対の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。



■記入方法のご案内

議決権行使書				
株式会社中山製鋼所 御中			議決権の数	
株主総会日			個	
2025年6月26日			2025年6月 日	
会社提案	第1号議案	第2号議案	第3号議案	第4号議案
	賛	賛	賛	賛
株主提案	第5号議案	第6号議案	第7号議案	第8号議案
	賛	賛	賛	賛

私は左記開催の定時株主総会（継続会または延会の場合を含む）の各議案につき、原案に対し以下（賛否を○印で表示）のとおり議決権を行使いたします。

当社取締役会は株主提案に反対しております。当社取締役会にご賛同の場合は、「否」に○印でご表示願います。

（ご注意）議案について賛否の表示がない場合は、会社提案議案については賛、株主提案議案については否の表示があったものとしてお取扱いいたします。

第1号議案から第4号議案は当社取締役会からご提案させていただく議案です。

第5号議案から第8号議案は一部の株主様からのご提案です。取締役会としてはこれらの議案いずれにも反対しております。詳細は22ページ以降をご参照ください。

こちらに、各議案の賛否をご記入ください。

▶ 賛成の場合：「賛」の欄に○印

▶ 反対の場合：「否」の欄に○印

【ご参考】

会社提案・取締役会の意見にご賛同いただける場合の記載例

会社提案	第1号議案	第2号議案	第3号議案		第4号議案
	○ 賛	○ 賛	○ 賛	但し	○ 賛
	否	否	を除く		否

株主提案	第5号議案	第6号議案	第7号議案	第8号議案
	○ 賛	○ 賛	○ 賛	○ 賛
	○ 否	○ 否	○ 否	○ 否

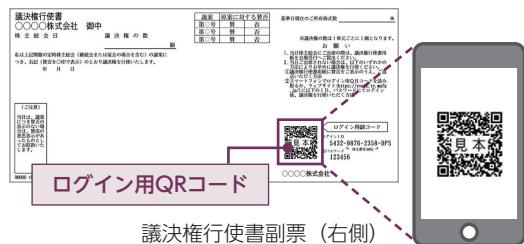
インターネットによる議決権行使のご案内

インターネットによる議決権行使は、当社の指定する議決権行使サイト（<https://evote.tr.mufg.jp/>）にアクセスしていただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。（ただし、毎日午前2時30分から午前4時30分までは取り扱いを休止します。）

議決権行使期限 **2025年6月25日（水曜日）午後5時まで**

QRコードを読み取る方法

QRコードを読み取りいただくことで
「ログインID」「仮パスワード」の入力が不要に



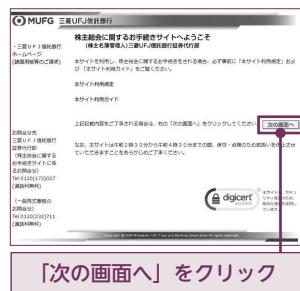
アクセス手順

- ① お手持ちのスマートフォンにて、同封の議決権行使書副票（右側）に記載の「ログイン用QRコード」を読み取りいただき、ログイン。
- ② ログイン後は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

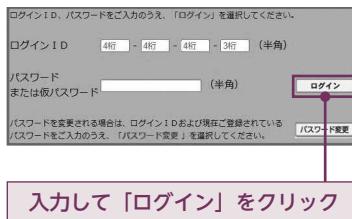
ログインID・仮パスワードを入力する方法：パソコンの場合

アクセス手順

① WEBサイトへアクセス



② 「ログインID」と「仮パスワード」を入力



③ 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

機関投資家の皆様に関しましては、本総会につき、株式会社ICJが運営する「議決権電子行使プラットフォーム」から電磁的方法による議決権行使を行っていただくことも可能です。

システム等に関する
お問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）

☎ 0120-173-027

受付時間 9:00～21:00、通話料無料

メ モ

株主総会参考書類

議案および参考事項

<会社提案（第1号議案から第4号議案まで）>

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、利益配分につきましては、経営基盤・財務体質の強化ならびに今後の事業展開に備えるために必要な内部留保を確保しつつ、安定した配当を実現していくことを基本方針としております。

当期の期末配当につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

- (1) 配当財産の種類
金銭といたします。
- (2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額
当社普通株式1株につき 金22円
総額 1,191,856,644円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日
2025年6月27日

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

当社はかつて、医療、介護など地域貢献を目的とした事業を展開しておりましたが、2013年に開始した事業再生の過程において、これらの地域貢献事業から撤退しました。

その後、事業再生が完了し安定した業績を継続しており、当社グループの長期ビジョンの一つである「社会に貢献し地域と協調・共生する企業」を目指す観点から地域貢献事業を復活させるため、「介護保険法に基づく地域密着型サービス事業」及び「介護保険法に基づく第1号事業」を行うべく、定款の事業目的を追加するとともに、これに伴う号数の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
第1条 (条文省略)	第1条 (現行どおり)
(目 的)	(目 的)
第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。	第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。
1. ～23. (条文省略)	1. ～23. (現行どおり)
<新 設>	<u>24. 介護保険法に基づく地域密着型サービス事業</u>
<u>24. 前各号に付帯または関連する一切の事業</u>	<u>25. 介護保険法に基づく第1号事業</u>
	<u>26. 前各号に付帯または関連する一切の事業</u>
第3条～第38条 (条文省略)	第3条～第38条 (現行どおり)

第3号議案

取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）全員（9名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名（社外取締役2名を含む。）の選任をお願いするものであります。

本議案の提出につきましては、当社取締役会の諮問機関である報酬・指名諮問委員会での審議を経て、各取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者を決定しております。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (年齢/性別)	現在の当社における 地位および担当	取締役会 出席状況
1	はこもりかずあき 箱守一昭 再任 (満72歳/男)	代表取締役社長 取締役会議長 報酬・指名諮問委員会委員長	17回/17回 (100%)
2	ないとうのぶひこ 内藤伸彦 再任 (満66歳/男)	専務取締役 営業、建材営業、製品開発本部 購買部統括	17回/17回 (100%)
3	もりかわまさひろ 森川昌浩 再任 (満65歳/男)	常務取締役 総合管理、製鋼本部統括	17回/17回 (100%)
4	しばはらよし のぶ 柴原善信 再任 (満59歳/男)	取締役 営業本部長 兼 製品開発本部長委嘱	17回/17回 (100%)
5	さかぐちみつあき 阪口光昭 再任 (満56歳/男)	取締役 経営本部長委嘱	17回/17回 (100%)
6	おおほかつや 大穂勝也 新任 (満58歳/男)	常務執行役員 経営本部副本部長 兼 総務人事部担当部長	一回/一回 (一%)
7	なかつかさまさひろ 中務正裕 再任 社外 独立 (満60歳/男)	社外取締役 報酬・指名諮問委員会委員	17回/17回 (100%)
8	むらかみさゆり 村上早百合 再任 社外 独立 (満63歳/女)	社外取締役 報酬・指名諮問委員会委員	17回/17回 (100%)

(注) 1. 各候補者の年齢は、本総会時点のものです。

2. 現任取締役である中村佐知大氏および角野康治氏は、本総会終結の時をもって、任期満了により退任する予定です。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
1	<p>はこ もり かず あき 箱 守 一 昭</p> <p>1953年 2月 8日生 (満72歳)</p> <p>再任</p> <p>取締役会出席状況 17回/17回 (100%)</p>	<p>1980年 4月 当社入社</p> <p>1999年 9月 当社第二任延部長</p> <p>2003年 8月 当社生産技術部長</p> <p>2005年 6月 当社取締役生産技術部長兼事業戦略担当</p> <p>2009年 4月 当社取締役事業戦略、品質管理、商品開発、棒線担当</p> <p>2011年 2月 当社取締役営業本部長兼商品開発担当</p> <p>2012年 11月 当社取締役営業、アモルファス担当</p> <p>2013年 4月 当社取締役営業担当</p> <p>2013年 6月 当社専務取締役営業、購買、製造、安全防災環境部門、エンジニアリング事業統括兼経営支援室長</p> <p>2014年 6月 当社専務取締役営業、購買、製造、エンジニアリング、安全防災、環境管理部門統括</p> <p>2016年 6月 当社専務取締役営業、購買、製造、エンジニアリング本部統括</p> <p>2017年 6月 当社代表取締役社長 現在に至る</p>	17,038株

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者とした理由

箱守一昭氏は、入社以来、主に圧延部門に従事し、取締役就任後も生産部門の事業戦略を担当する等、同分野に精通しています。

当社が2013年から行った事業再生においては、営業、製造および購買部門の担当取締役として、収益管理の徹底を主導して経営改革に貢献し、他の取締役と共に経営改革を成功させました。

2017年6月の代表取締役社長就任後は、グループ会社との共同戦略の推進による連結収益の最大化を掲げて実行するとともに、人材および財務基盤ならびにガバナンスの強化に努めています。

また、現中期経営計画においては、これらの経営基盤の強化に留まらず、カーボンニュートラル・循環型社会の実現に向けた取り組み強化を掲げ、気候変動対策をはじめとしたサステナビリティの推進を図り、電気炉鋼材の普及拡大や電気炉生産能力増強の検討においても、代表取締役として先頭に立って取り組んでいます。

同氏は当社の事業全般に関する知識・経験と会社経営に関する見識を有しており、今後も当社の経営に反映することができ、ひいてはステークホルダーである株主の皆様にご貢献できると判断し、候補者いたしました。

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
2	ない とう のぶ ひこ 内 藤 伸 彦 1958年7月7日生 (満66歳) 再 任 取締役会出席状況 17回/17回 (100%)	1982年 4月 当社入社 2007年 12月 当社営業本部棒線営業部長 2013年 6月 当社執行役員購買本部長兼鉄源調達部長 2014年 6月 当社執行役員購買本部長 2015年 5月 当社執行役員営業本部長 2017年 6月 当社取締役営業、購買本部、東京支店統括兼営業本部長 2018年 5月 当社取締役営業、購買本部、東京支店統括 2020年 4月 当社取締役営業本部、購買部、東京支店統括 2020年 6月 当社常務取締役営業本部、購買部、東京支店統括 2022年 4月 当社常務取締役営業、製品開発本部、購買部、東京支店統括 2022年 6月 当社専務取締役営業、製品開発本部、購買部、東京支店統括 2023年 10月 当社専務取締役営業、製品開発本部、購買部、東京営業部統括 2024年 4月 当社専務取締役営業、建材営業、製品開発本部、購買部 統括 現在に至る	9,210株

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者とした理由

内藤伸彦氏は、入社以来、主に営業・購買部門に従事し、同分野に精通しております。また、取締役就任以降は、営業、購買及び製品開発部門を管掌しております。その豊富な経験と実績を、今後も当社の経営に反映していただけると判断いたしました。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
3	もり かわ まさ ひろ 森川 昌浩 1960年6月17日生 (満65歳) 再任 取締役会出席状況 17回/17回 (100%)	1983年 4月 当社入社 2007年 4月 当社製鋼工場長 2013年 6月 当社生産技術部長 2015年 5月 当社総合管理本部長兼生産技術部長 2016年 6月 当社執行役員総合管理本部長 2018年 5月 当社執行役員総合管理、製造、エンジニアリング本部統括 2018年 6月 当社取締役総合管理、製造、エンジニアリング本部統括 2021年 6月 当社常務取締役総合管理、製造、エンジニアリング本部統括 2022年 2月 当社常務取締役総合管理、製造、エンジニアリング本部、 製鋼プロセス改革検討グループ統括 2023年 4月 当社常務取締役総合管理、製鋼、圧延本部統括 2024年 4月 当社常務取締役総合管理、製鋼本部統括 現在に至る	11,325株

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者とした理由

森川昌浩氏は、入社以来、主に製鋼・生産技術部門に従事し、同分野に精通しております。また、取締役就任以降は、生産技術、製造、環境エネルギーおよびエンジニアリング部門を管掌しました。その豊富な経験と実績を、今後も当社の経営に反映していただけると判断いたしました。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
4	しば はら よし のぶ 柴原 善信 1965年12月20日生 (満59歳) 再任 取締役会出席状況 17回/17回 (100%)	1989年 4月 当社入社 2015年 5月 当社営業部長 2018年 5月 当社営業本部長兼営業部長 2020年 4月 当社執行役員営業本部長 兼 営業部長 2022年 4月 当社執行役員 営業本部長 兼 営業企画部長兼製品開発本部副本部長 2023年 4月 当社執行役員営業本部長 兼 東京営業部長 兼 製品開発本部副本部長 2023年 6月 当社取締役営業本部長 兼 東京営業部長 兼 製品開発本部副本部長委嘱 2024年 4月 当社取締役営業本部長 兼 東京営業部長 兼 製品開発本部部長委嘱 2025年 4月 当社取締役営業本部長 兼 製品開発本部部長委嘱 現在に至る	5,169株

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者とした理由

柴原善信氏は、入社以来、主に営業部門に従事し、同分野に精通しております。また、取締役就任以降は、営業および製品開発部門を管掌しております。その豊富な経験と実績を、当社の経営に反映していただけると判断いたしました。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
5	さか くち みつ あき 阪 口 光 昭 1968年10月20日生 (満56歳) 再任 取締役会出席状況 17回/17回 (100%)	1991年 4月 当社入社 2012年11月 当社経理部長 2013年 6月 当社経営本部長 2016年 6月 当社経理本部長 2018年 6月 当社執行役員経理本部長 2020年 4月 当社執行役員経営本部長 2022年 4月 当社常務執行役員経営本部長 2023年 6月 当社取締役経営本部長委嘱 現在に至る	5,338株

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者とした理由

阪口光昭氏は、入社以来、主に企画、経理および総務部門に従事し、同分野に精通しております。また、取締役就任以降は、企画、経理およびシステム部門を管掌しております。その豊富な経験と実績を、今後も当社の経営に反映していただけると判断いたしました。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
6	おお ほ かつ や 大 穂 勝 也 1966年12月17日生 (満58歳) 新任 取締役会出席状況 一回/一回 (一%)	1989年 4月 株式会社三和銀行（現株式会社三菱UFJ銀行）入行 2011年 4月 株式会社三菱東京UFJ銀行（現株式会社三菱UFJ銀行） 新横浜支社支社長 2013年 3月 同行法人業務部（大阪）副部長 2014年10月 同行福岡支社支社長 2017年 5月 同行融資部（大阪）部長 2018年11月 エムエスティ保険サービス株式会社入社 常務執行役員大阪営業本部副本部長 2019年 4月 同社専務執行役員西日本営業部門部門長 2019年 6月 同社専務取締役西日本営業部門部門長 2021年 6月 同社取締役専務執行役員西日本部門部門長 2024年 7月 当社入社 常務執行役員 経営本部副本部長 兼 総務人事部担当部長 現在に至る	0株

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者とした理由

大穂勝也氏は、主に金融機関において長年培った幅広い経験および高い見識を有しております。また、保険代理業において、取締役として営業部門を長きにわたり統括しました。当社入社後は、常務執行役員として経理、企画、総務人事などに幅広く携わっております。他業種における豊富な経験と実績を生かし、当社の経営に寄与していただけると判断いたしました。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
7	<p>なか つかさ まさ ひろ 中務正裕</p> <p>1965年1月19日生 (満60歳)</p> <p>再任 社外 独立</p> <p>取締役会出席状況 17回/17回 (100%)</p>	<p>1994年 4月 弁護士登録 大阪弁護士会所属 中央総合法律事務所 (現弁護士法人中央総合法律事務所) 入所</p> <p>2005年 8月 米国Kirkland & Ellis LLP勤務</p> <p>2006年 4月 米国ニューヨーク州弁護士登録</p> <p>2006年 6月 浅香工業株式会社社外監査役</p> <p>2012年 7月 弁護士法人中央総合法律事務所代表社員 現在に至る</p> <p>2015年 4月 大阪弁護士会副会長</p> <p>2015年 6月 荒川化学工業株式会社社外監査役</p> <p>2015年 6月 日本電通株式会社社外監査役</p> <p>2016年 6月 浅香工業株式会社社外取締役監査等委員 現在に至る</p> <p>2016年 6月 荒川化学工業株式会社社外取締役監査等委員 現在に至る</p> <p>2016年 6月 日本電通株式会社社外取締役監査等委員</p> <p>2016年 6月 当社社外取締役 現在に至る</p> <p>2018年 6月 株式会社J S H社外監査役 現在に至る</p> <p>2022年 6月 大阪マツダ販売株式会社社外取締役 現在に至る</p> <p>2022年 12月 弁護士法人中央総合法律事務所 マネージングパートナー 現在に至る (重要な兼職の状況) 弁護士法人中央総合法律事務所代表社員、 マネージングパートナー 浅香工業株式会社社外取締役監査等委員 荒川化学工業株式会社社外取締役監査等委員 株式会社J S H社外監査役 大阪マツダ販売株式会社社外取締役</p>	0株

社外取締役 (監査等委員である取締役を除く。) 候補者とした理由および期待される役割の概要

中務正裕氏は、企業法務等を専門とする弁護士としての幅広い経験と見識を有しており、所属する弁護士法人の代表を務めるとともに、複数の企業の社外役員を務めております。同氏は、社外役員以外の方法で企業経営に関与したことはありませんが、これまで当社の社外取締役として9年間、その経験と高い見識を活かして、全社的なリスクマネジメントの在り方について発言していただきました。

また、当社の任意の報酬・指名諮問委員会の一員として、積極的に意見を述べられるなど、独立した立場から当社の経営に対する助言・提言をいただいております。取締役会の監督機能強化に適切な役割を果たしております。これらの実績を踏まえて、社外取締役として職務を遂行できるだけでなく、法令および社会規範等を遵守した公正な経営ならびに当社のガバナンスの一層の強化につなげていただけると判断いたしました。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
8	むら かみ さゆり 村上 早百合 1961年8月2日生 (満63歳) 再任 社外 独立 取締役会出席状況 17回/17回 (100%)	1984年 4月 株式会社神戸新聞社入社 2009年 3月 同社編集局経済部長 2013年 3月 同社地域総研副所長 2015年 3月 同社論説副委員長 2017年 3月 同社東京支社長 2019年 3月 同社執行役員姫路本社代表 2022年 3月 同社編集局顧問 2022年 6月 神戸大学戦略企画室広報・基金部門コーディネーター 兼地域連携推進本部地域連携アドバイザーフェロー (教員) 2023年 4月 兵庫県立大学経営審議会委員 現在に至る 2023年 6月 当社社外取締役 現在に至る (重要な兼職の状況) 兵庫県立大学経営審議会委員	0株

社外取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者とした理由および期待される役割の概要

村上早百合氏は、株式会社神戸新聞社で培われた報道に関する豊富な経験と見識を有するとともに、同社の執行役員として培った企業経営における経験と見識を併せて有しております。2023年6月より当社初の女性社外取締役に務めていただいております。女性としての視点と報道機関出身者としての鋭敏な感性を活かして、取締役会において、積極的に発言をされています。

また、当社の任意の報酬・指名諮問委員会の一員として、企業経営の経験を基に、独立した立場から助言・提言をいただいております。これらの実績を踏まえて、社外取締役として独立した立場から、当社の経営およびガバナンスに対する適切な助言・提言をいただけるものと判断いたしました。

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 箱守一昭、内藤伸彦、森川昌浩、柴原善信、阪口光昭、大穂勝也の6氏は、当社が制定している取締役（監査等委員である取締役を除く。）の選定基準（後記19頁）の条件を満たしております。
3. 中務正裕、村上早百合の両氏は、当社が制定している社外取締役（監査等委員を除く。）選定基準（後記20頁）ならびに社外役員独立性基準（後記20頁）の条件を満たしております。
4. 中務正裕、村上早百合の両氏は社外取締役候補者であります。なお、当社は、中務正裕、村上早百合の両氏を東京証券取引所に対し独立役員として届け出ており、両氏の再任が承認された場合、引き続き独立役員とする予定であります。
5. 中務正裕氏の当社社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって9年になります。村上早百合氏の当社社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって2年となります。
6. 当社は、中務正裕氏が代表社員およびマネージングパートナーを務める弁護士法人中央総合法律事務所との間で顧問契約を締結しておりますが、当該弁護士法人への代価の支払は同弁護士法人における年間収入の2%未満であり、それ以外の特別な関係はありません。
7. 当社は、中務正裕、村上早百合の両氏との間で会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が定める額としております。また、中務正裕、村上早百合の両氏の再任が承認された場合、当社は、両氏との間でこれと同内容の責任限定契約を継続する予定であります。
8. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者（取締役）が負担することになる職務の執行に関する責任および当該責任の追及に係わる請求による損害を、当該保険契約により填補することとしております。各候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。
9. 村上早百合氏につきましては、職業上使用している氏名を上記のとおり表記しておりますが、戸籍上の氏名は尾崎早百合氏であります。

【ご参考】取締役候補者の専門性と経験

中山製鋼所グループ2030長期ビジョンの下、当社が中期経営計画を実現させ、企業価値を長期的に向上させるためには、取締役会が自らの機能を継続的に向上させる必要があります。各取締役の有する様々なスキル（専門的知識、能力および経験等）のうち、取締役会が各取締役に特に期待する分野は以下のとおりです。

氏名	現在の当社における地位および担当	監査等委員会	報酬・指名諮問委員会	サステナビリティ委員会	コンプライアンス・リスクマネジメント委員会	経営会議
はこもりかずあき 箱守一昭	代表取締役社長 取締役会議長 報酬・指名諮問委員会委員長		●	●	●	●
ないとうのぶひこ 内藤伸彦	専務取締役 営業、建材営業、製品開発本部、 購買部統括			●	●	●
もりかわまさひろ 森川昌浩	常務取締役 総合管理、製鋼本部統括			●	●	●
しばはらよし のぶ 柴原善信	取締役 営業本部長 兼 製品開発本部長委嘱			●	●	●
さかぐちみつあき 阪口光昭	取締役 経営本部長委嘱			●	●	●
おおほかつや 大穂勝也	常務執行役員 経営本部副本部長 兼 総務人事部担当部長			●	●	●
なかつかさまさひろ 中務正裕	社外取締役・独立役員 報酬・指名諮問委員会委員		●			
むらかみさゆり 村上早百合	社外取締役・独立役員 報酬・指名諮問委員会委員		●			
きしだりょうへい 岸田良平	取締役（常勤監査等委員）	●		●	●	●
かくだまさや 角田昌也	社外取締役（監査等委員） ・独立役員	●				
つだかずよし 津田和義	社外取締役（監査等委員） ・独立役員	●				

(注) 監査等委員である取締役 岸田良平、角田昌也および津田和義の3氏は、在任中のため本総会における取締役候補者ではありません。

専門的知識、能力および経験等												
ガバナンス・マネジメント				営業・SCM			生産・技術		未来や社会に対する責任・新たな課題			
企業 経営	法務 リスク管理	財務 会計	人事 労務	販売戦略 マーケティング	購買 調達	グローバル ビジネス	製造 品質管理	技術開発 知的財産	IT・ DX	E S G サステナビリティ	人権 多様性	他業種 の知見
●				●	●	●	●	●		●	●	
●				●	●	●		●		●	●	
●							●	●		●	●	
●				●		●		●		●	●	
●	●	●						●	●	●	●	
●	●	●	●						●	●	●	●
●	●									●	●	●
●										●	●	●
●	●		●				●			●	●	
●	●	●								●	●	●
●		●								●	●	●

第4号議案

補欠監査等委員である取締役1名選任の件

法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くこととなる場合に備え、補欠監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。

本議案の提出につきましては、当社取締役会の諮問機関である報酬・指名諮問委員会での審議を経たうえで、監査等委員会の同意も得ております。

補欠監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
たか はし かず と 高橋 和人 1963年10月8日生 (満61歳) <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">社外</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">独立</div>	1987年 4月 株式会社八王子そごう入社 1988年 7月 八王子市役所入所 1993年10月 中央監査法人入社 1997年 4月 公認会計士登録 2007年 8月 有限責任あずさ監査法人入社 2016年 7月 高橋和人公認会計士事務所代表 現在に至る 2016年 8月 税理士登録 2017年 6月 株式会社住友倉庫社外監査役 現在に至る 2023年 7月 南海プライベートリート投資法人監督役員 現在に至る (重要な兼職の状況) 高橋和人公認会計士事務所代表 株式会社住友倉庫社外監査役	0株

補欠監査等委員である社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

高橋和人氏は、公認会計士・税理士として長年にわたり企業の監査業務に従事し、監査法人および企業の社外監査役としての豊富な経験と見識を有しております。これらに基づき、当社の経営に対して客観的・専門的な視点から有益なご意見やご指導をいただけると期待しており、監査等委員である社外取締役として、持続的な企業価値向上を目指す当社の取締役の業務執行を監査・監督する適切な人材と判断しました。

- (注) 1. 候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 高橋和人氏は、当社が制定している社外監査等委員選定基準（後記20頁）ならびに社外役員の独立性基準（後記20頁）の条件を満たしております。
3. 同氏が監査等委員である社外取締役に就任された場合、当社は同氏を東京証券取引所の定めに基づき独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。
4. 同氏が監査等委員である社外取締役に就任された場合、当社は、同氏との間で会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であり、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が定める額とする予定であります。
5. 同氏が監査等委員である社外取締役に就任された場合、当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる、その職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。
6. 補欠監査等委員である取締役の任期は、就任した時から退任した監査等委員である取締役の任期の満了の時までとなります。

**【ご参考】取締役（監査等委員である取締役を除く）、監査等委員である取締役の選定基準
および選解任手続き要項**

**I. 取締役（監査等委員である取締役（以下、「監査等委員」という。）を除く。）の資格
および選任手続きならびに取締役会の構成**

（選定基準）

以下の各号に定める条件をすべて満たす者

1. 優れた人格・見識を有し、経営感覚に優れ、経営の諸問題に精通していること
2. 全社的な見地、客観的に分析・判断する能力に優れていること
3. 全社的な見地で積極的に自らの意見を申し述べるができること
4. 会社法第331条第1項各号に定める取締役の欠格事由に該当しないこと
5. 他の上場会社の役員の兼任は、自社を除いて3社までであること

（選任手続き）

1. 取締役（監査等委員を除く。）の選任は、当社定款第21条の定めにより株主総会の決議によるものとし、株主総会に提案する取締役（監査等委員を除く。）候補者は、社長が上記の基準に基づき候補者を選考のうえ、報酬・指名諮問委員会へ諮問する。
2. 取締役会は、報酬・指名諮問委員会の答申を踏まえ審議し、取締役（監査等委員を除く。）候補者として決定する。

（取締役会の構成に関する考え方）

1. 取締役会は、専門知識や経験等のバックグラウンドが異なる多様な取締役（監査等委員を除く。）と監査等委員で構成する。
2. 取締役会の効能が最も効果的・効率的に発揮できる適切な員数として、当社定款第20条の定めにより取締役（監査等委員を除く。）10名以内と監査等委員5名以内を置く。
3. 取締役会は、各取締役（監査等委員を除く。）と各監査等委員の有する多様な経験や見識をもって、取締役会全体の機能を補完し、取締役会全体として受託者責任が果たせるよう構成する。

II. 監査等委員の資格および選任手続き

（選定基準）

以下の各号に定める条件をすべて満たす者

1. 優れた人格・見識を有し、経営感覚に優れ、経営の諸問題に精通していること
2. 全社的な見地、客観的に分析・判断する能力に優れていること
3. 全社的な見地で積極的に自らの意見を申し述べるができること
4. 会社法第331条第1項各号および第3項に定める監査等委員の欠格事由に該当しないこと

(選任手続き)

1. 監査等委員の選任は、当社定款第21条に定めるとおり株主総会の決議によるものとし、株主総会に提案する監査等委員選任議案は、社長が上記の基準に基づき候補者を選考のうえ、報酬・指名諮問委員会での審議の後、監査等委員会の同意を得たうえで取締役会に提案する。
2. 監査等委員会が上記基準に基づき選考した候補者の選任議案を株主総会に提出することを請求した場合は、取締役会にて審議のうえ、監査等委員候補者として決定される。

(構成に関する考え方)

1. 監査等委員会は、過半数の社外監査等委員で構成する。監査等委員の員数は、当社定款第20条の定めにより5名以内を置く。
2. 常勤監査等委員を置く場合は、当社において豊富な知識と経験を有する者から選任する。
3. 監査等委員のうち最低1名は、財務および会計に関して相当程度の知見を有する者であることが望ましい。

Ⅲ. 社外役員の資格および選任手続き

(社外取締役(監査等委員を除く。)選定基準)

以下の各号に定める条件をすべて満たす者

1. 誠実な人格、高い識見と能力を有し、当社取締役会に多様な視点を取り入れる観点から、広範な知識と経験および出身分野における実績を有する者
2. 会社法第331条第1項各号に定める取締役の欠格事由に該当しない者
3. 他の上場会社の役員の兼任について、独立性、中立性が確保され、職務に支障がないと判断されること
4. 会社法第2条第15号に定める社外取締役の要件を満たす者

(社外監査等委員選定基準)

以下の各号に定める条件をすべて満たす者

1. 誠実な人格、高い識見と能力を有し、特に法律、会計、企業経営等の分野における高度な専門知識と豊富な経験を有する者
2. 会社法第331条第1項各号および第3項に定める監査等委員の欠格事由に該当しない者
3. 会社法第2条第15号に定める社外取締役の要件を満たす者

(社外役員の独立性基準)

1. 当社における社外取締役(監査等委員を除く。)または社外監査等委員(以下、併せて「社外役員」と総称する。)のうち、以下各号のいずれの基準にも該当しない社外役員は、当社からの独立性を有するものと判断されるものとする。
 - ① 当社の大株主(直近の事業年度末における議決権保有比率が総議決権の10%以上を保有する者)またはその業務執行者である者

- ② 当社を主要な取引先とする者またはその業務執行者である者
 - ③ 当社の主要な取引先またはその業務執行者である者
 - ④ 当社または連結子会社の会計監査人またはその社員等として当社または連結子会社の監査業務を担当している者
 - ⑤ 当社から役員報酬以外に、年間1,000万円を超える金銭その他の財産を得ている弁護士、司法書士、弁理士、公認会計士、税理士、コンサルタント等（ただし、当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当社から得ている財産が年間収入の2%を超える団体に所属する者）
 - ⑥ 当社の主要借入先（直近の事業年度にかかる事業報告において主要な借入先として氏名または名称が記載されている借入先）またはその業務執行者である者
 - ⑦ 当社から年間1,000万円を超える寄付を受けている者（ただし、当該寄付を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当社から得ている財産が年間収入の2%を超える団体の業務執行者である者）
 - ⑧ 過去3年間において、上記①から⑦のいずれかに該当していた者
 - ⑨ 上記①から⑧のいずれかに掲げる者（ただし、重要な者に限る。）の配偶者または二親等以内の親族
 - ⑩ 当社または子会社の取締役、執行役員、理事、支配人、使用人、会計参与（法人である場合は、その職務を行うべき社員を含む。）の配偶者または二親等以内の親族
 - ⑪ 過去3年間において、当社または子会社の取締役、執行役員、理事、支配人、使用人、会計参与（法人である場合は、その職務を行うべき社員を含む。）のいずれかに該当していた者の配偶者または二親等以内の親族
 - ⑫ 前各号のほか、当社と利益相反関係が生じうるなど、独立性を有する社外役員としての職務を果たすことができない特段の事由を有している者
2. 本条に基づき独立性を有するものと判断されている社外役員のうち、少なくとも1名以上を証券取引所が定める独立役員に指定する。また、指定の有無にかかわらず独立性を有しないこととなった社外役員は、直ちに当社に告知するものとする。
 3. 本条において「主要な取引先」とは、当社の直近3事業年度において、年間取引総額がその連結売上高の2%を超える場合をいう。

IV. その他

(解任)

取締役（監査等委員を除く。）、監査等委員（いずれも社外役員を含む。）がその任期中、各選定基準の条件のうちいずれかを満たさなくなったときは、法令に基づき所定の手続きをとる。

以 上

＜第5号議案から第8号議案までは、**株主提案**となります。＞

当社取締役会としては、**すべての株主提案に「反対」**いたします。

第5号議案については、個人株主様1名からのご提案によるものであります。

また、第6号から第8号議案までは、別の個人株主様1名からのご提案によるものであります。

以下の提案の内容及び提案の理由は、形式的な修正を除き、本提案株主から提出されたものを原文のまま記載しています。

第5号議案 剰余金処分の件（株主提案）

[提案の内容]

(1) 配当財産の種類
金銭

(2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

普通株式1株当たりの配当金額（以下「1株配当」という。）として、61円から、第131回定時株主総会において可決された当社取締役会が提案した剰余金処分に係る議案（以下「会社側利益処分案」という。）に基づく1株配当を控除した金額を配当する。

2025年3月期の1株当たり純資産の3.5%から、中間配当18円を控除した金額が61円と異なる場合は、冒頭の61円を、2025年3月期の1株当たり純資産の3.5%に相当する金額から、中間配当18円を控除した金額に読み替える。

（1円単位未満は切り捨てとする）

なお、配当総額は、当社の第131回定時株主総会の議決権の基準日現在の配当の対象となる株式数を乗じた額となる。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

当社の第131回定時株主総会の開催日の翌日

なお、本議案は第131回定時株主総会に会社側利益処分案が提案された場合、同提案とは独立且つ同提案と両立するものとして、追加で提案するものである。

[提案の理由]

本議案は、通期1株配当を1株当たり純資産の3.5%（DOE3.5%）とする議案です。2023年1月に東京証券取引所から公表された「市場区分の見直しに関するフォローアップ会議の論点整理」において、継続的にPBR1倍を割れている企業は改善に向けた方針や具体的な取組みが必要との考えが示されています。当社は「長期ビジョン2030」や「中期経営計画」において今後の事業の見通しを公表されましたが、2025年4月17日現在においてPBRは0.36倍と、電炉・鋼材業界においても極めて低位の水準であり、東証プライム市場においては最下位の状況にあります。資本効率の面でも、ROEは過去5年で平均6.1%であり、一般的な株主資本コストとされる8%を下回っており、資本効率及び株式市場からの評価が低い状況が長期にわたり続いています。

こうした中、当社は新たな大型電気炉（2030年稼働予定）の建設に向けた設備投資を計画しており、総額500億円から1000億円規模に及ぶ可能性があると考えられています。しかしながら、これらの巨額の投資については、いまだ定量的な回収可能性が開示されておらず、将来的な利益寄与の不透明性が高い状況です。投資額は昨今の建設市況の高騰を受け更に高い水準となる可能性も考えられ、長期的には減価償却費の増加が重くなり、利益水準および資本効率の改善が見込みづらい状況となっています。

また、当社の自己資本比率は約72%と非常に高い水準にありながら、株主還元については「配当性向30%以上」を基本方針とするに留まり、内部留保が過度に積み上がる結果となっています。加えて、株主構成ではいわゆる与党株主とされる持合い先の保有比率が20%以上を占め、更に買収防衛策を継続導入している点などから、資本効率や株主価値向上に対する現経営陣の課題認識および緊張感に乏しい状況となっていると思われます。このままでは資本効率も市場評価も改善せず、PBR1倍割れが続く可能性が高いと考えます。

当社には純資産の過剰蓄積を是正し、資本効率と株主価値の改善に資する資本政策を掲げることが、上場企業としての責務として強く求められていると考えます。以上の状況を踏まえ、提案株主は、本提案により、配当下限としてのDOEを3.5%と定め、今期も同水準の配当を行うことを提案いたします。

【第5号議案に対する取締役会の意見】

当社取締役会としては、**第5号議案に「反対」**いたします。

反対の理由

当社は、経営基盤の強化や収益力向上により企業価値を高め、連結配当性向30%以上を目安とした安定した配当を維持することを株主の皆様への利益配分の基本方針としております。

当社及び当社グループは、永続的に企業価値を高め、100年先も躍動し続けるための土台となる「中山製鋼所グループ2030長期ビジョン」を2022年に策定し、このビジョンの実現に向け、日本製鉄株式会社との合併による新電気炉投資を柱とする長期計画を2025年5月9日に公表しております。本長期計画の柱である新電気炉への投資は、総額950億円程度を見込む一方、CO2排出量の大幅な削減や自社鉄源比率の向上、省エネ・歩留まり改善を通じたコスト競争力強化など、当社の持続的成長と資本効率改善に資する極めて重要な取り組みとなります。なお、新電気炉による施策効果が概ね見込まれる2033年度では経常利益130億円以上（2024年度実績81億円）、EBITDA260億円以上（2024年度実績113億円）、ROE6%以上（2024年度実績5.4%）を想定しております。

長期計画及び新電気炉投資に当たり、当社は現在の財務状況やビジョン達成に必要な投資計画を踏まえ、キャピタル・アロケーションを策定し、成長投資、基盤維持投資、株主還元資金を配分しております。

本株主提案にある「通期1株配当を1株当たり純資産の3.5%（DOE3.5%）」と一律に適用することは、長期計画及び新電気炉投資を遂行する上で、柔軟な資本運用を制限する可能性があり、結果として本来目指すべき企業価値の最大化や将来享受できるフリーキャッシュフローの確保を阻害しかねません。

当社は自己資本比率72%という強固な財務基盤を活かしつつ、成長投資・設備更新・株主還元の今後を見据えた三位一体による資本政策を計画しており、株主の皆様への利益配分も「連結配当性向30%以上」を基本方針として安定的に実施してまいりました。新電気炉の稼働後には、キャッシュ・フロー創出力の改善を踏まえた株主還元の強化も視野に入れており、単年度の指標だけでなく、持続可能性の観点から判断すべきと考えております。

以上のように、株主資本配当率（DOE）に基づく株主還元は、当社の長期的な経営方針と整合せず、今後の当社事業の成長性を阻害し得る要求であり、中長期的な当社の企業価値向上・株主共同の利益の向上に資するものではないと考えております。

以上より、当社取締役会としては本議案に反対いたします。

第6号議案

自己株式取得の件（株主提案）

(1) 議案の要領

貴社は、会社法第156条第1項の規定に基づき、以下のとおり、貴社普通株式を金銭の交付をもって取得する。

- ・取得する株式の数：3,553,571株
- ・株式取得対価の総額：2,587百万円（ただし、会社法により許容される取得価額の総額（会社法第461条に定める「分配可能額」）が、当該金額を下回るときは、会社法により許容される取得価額の上限額）
- ・株式を取得することができる期間：本定時株主総会の終了後一年間

(2) 提案の理由

現在、日本の上場企業に対しては、資本コストや株価を意識した経営が求められています。東京証券取引所も、プライム市場及びスタンダード市場の全上場会社を対象として、「資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた対応」を要請しています（東京証券取引所の2023年3月31日付け「資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた対応について」）。

貴社も、東京証券取引所プライム市場に上場しておられますところ、貴社のPBRは1倍を大きく下回っています。貴社は、既に一時の業績不振の状況から脱し、売上・利益ともに大きく伸びております。それにもかかわらず、PBRが低迷していることは、貴社が、市場から十分な評価を得られていないことを示しています。かかる状況を打開すべく、貴社におかれましては、株主に対する還元を継続的に引き上げるべきであり、具体的には、そのPBRが1倍を上回るまでの各事業年度において、その事業年度における貴社の利益剰余金の5%に相当する金額をもって自己株式を取得すべきです。その一環として、2026年3月期の事業年度において、上記（1）議案の要領記載の自己株の取得を行うものとするために、本議案をご提案いたします。

なお、本株主提案書作成日現在におきましては、2025年3月期末における貴社の利益剰余金の金額は判明していないことから、上記（1）議案の要領における「株式取得対価の総額」の金額は、2024年3月期末の貴社利益剰余金合計額の5%に相当する金額とし、また、「取得する株式の数」は、2025年4月23日現在の株価（終値728円）を前提としております。

株主の皆様におかれましては、本議案にご賛成くださいますようお願い申し上げます。

【第6号議案に対する取締役会の意見】

当社取締役会としては、**第6号議案に「反対」**いたします。

反対の理由

当社は、2025年5月9日に公表いたしました長期計画に基づき、2030年度の稼働を目指した新電気炉への大型投資（総額950億円程度）を推進しております。新電気炉稼働後は、生産能力が大幅に増強し、外部調達から自社鉄源に置き換えることにより、CO2排出量を大幅に削減できるだけでなく、収益性も改善できると見込んでおります。ご指摘のとおり、東京証券取引所は上場企業に対し「資本コストや株価を意識した経営」を求めています。当社もその要請を真摯に受け止め、新電気炉への投資を通じて、資本効率の向上や市場評価の改善に動き、PBRの改善を図ってまいります。

自己株式の取得は資本政策の重要な手段である一方で、株式市場の状況・当社資金需要・成長機会等に応じた機動的な判断が不可欠です。本株主提案のように、毎年度の利益剰余金の一定比率を固定的に自己株取得へ充当することは、キャッシュ・フローの状況や投資戦略を無視した画一的手法であり、将来的な経営の柔軟性を損ないかねません。特に成長投資を控えた局面においては、株主還元と財務健全性、そして将来成長への布石との慎重なバランスが求められます。加えて、当社は株主還元方針として「連結配当性向30%以上」を掲げており、安定配当を継続するとともに、今後は新電気炉の稼働後における収益・キャッシュ・フローの改善を踏まえ、自己株式取得を含めた還元強化を検討してまいります。本株主提案のようにPBRが1倍を上回るまでの期間、取得を義務付けるような枠組みを採用することは、かえって企業の持続的価値創造を阻害するおそれがあります。本株主提案にかかる自己株式の取得はこうした方針や考え方を考慮しておらず、また、財務的な制約等が生じかねないことから、適当ではないと判断いたしました。

以上より、当社取締役会としては本議案に反対いたします。

第7号議案 定款一部変更（自己株式の消却）の件（株主提案）

（1）議案の要領

貴社定款を以下のとおり変更する。

変更前

（新設）

変更後

（自己株式の消却）

第7条の2 当社は、会社法第309条第1項に定める株主総会の普通決議をもって、自己株式の消却を行うことができる。

（2）提案の理由

貴社は、8,903,863株の自己株式を保有していますが、これは、貴社の発行済株式数（自己株式を含む）の14%を上回ります。また、私は、本定時株主総会につき、自己株式取得に関する株主提案を行っていますが、かかる議案が可決した場合には、貴社が保有する自己株式の数はさらに増加することとなります。

自己株式が大量に存在すれば、株主は、常に、貴社による株式希薄化を懸念せざるを得ないこととなります。そのため、貴社が保有する自己株式については、株主が、株主総会決議を通じて消却できるようにすることが株式価値の向上につながります。

したがって、貴社が保有する自己株式について、株主総会の決議により消却することができるよう、そのための定款の一部変更を提案いたします。

株主の皆様におかれましては、本議案にご賛成くださいますようお願い申し上げます。

【第7号議案に対する取締役会の意見】

当社取締役会としては、第7号議案に「反対」いたします。

反対の理由

本株主提案は、当社が保有する自己株式について、株主総会の決議によって消却できるようにするため、定款を一部変更することを求めるものです。しかしながら、自己株式の消却の是非は、財務状況、資本構成、将来の戦略的柔軟性などを総合的に考慮したうえで判断すべき経営事項であり、機動的かつ柔軟に判断することが、当社の中長期的な企業価値の向上につながり、株主の皆様の利益に資するものと考えております。

本株主提案はそのような会社の選択の幅や機動性を制限するものであり、株主の皆様の利益に寄与しないケースも生じ得ることから、自己株式の消却につきましては、会社法の定めのとおり、株主総会ではなく、取締役会で決議することが適切であるとと考えております。

また、本株主提案のような個別具体的な業務執行の内容は、取締役会の決定に委ねることが適切であり、会社の根本規範を定める定款に記載することは適切ではないと考えております。

以上より、当社取締役会としては本議案に反対いたします。

第8号議案 自己株式の消却の件（株主提案）

(1) 議案の要領

議案「自己株式取得の件」及び議案「定款一部変更（自己株式の消却）の件」が承認可決されることを条件として、議案「自己株式取得の件」に基づき取得する自己株式のすべてを消却する。

(2) 提案の理由

議案「定款一部変更（自己株式の消却）の件」に記載の理由から、自己株式消却は当社の株主価値の向上に資するものです。そのため、議案「自己株式取得の件」及び議案「定款一部変更（自己株式の消却）の件」の提案にかかる定款変更が可決された場合に、議案「自己株式取得の件」に基づき取得する自己株式のすべてについての消却を提案するものです。

株主の皆様におかれましては、本議案にご賛成くださいますようお願い申し上げます。

【第8号議案に対する取締役会の意見】

当社取締役会としては、**第8号議案に「反対」**いたします。

反対の理由

本株主提案は、「第6号議案 自己株式取得の件」及び「第7号議案 定款一部変更（自己株式の消却）の件」の提案にかかる定款変更が可決された場合に、「第6号議案 自己株式取得の件」に基づき取得する自己株式のすべてについての消却を提案するものです。

「第7号議案 定款一部変更（自己株式の消却）の件」において述べた通り、自己株式の消却の是非は、財務状況、資本構成、将来の戦略的柔軟性などを総合的に考慮したうえで判断すべき経営事項であり、機動的かつ柔軟に判断することが、当社の中長期的な企業価値の向上につながり、株主の皆様の利益に資するものと考えております。

以上より、当社取締役会としては本議案に反対いたします。

以上

第131期事業報告

2024年4月1日から2025年3月31日まで

1 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度の我が国の経済は、企業の設備投資や公的需要の増加から回復傾向にはあるものの、物価上昇が下押し要因となったことで民間消費が低調であったことから成長率はほぼ横ばいにとどまりました。

当社グループの主力事業である鉄鋼業界におきましては、資材高騰や人手不足に伴う工期の遅れなどにより建設・製造業向けの国内需要が低位に推移したことに加え、安価な輸入材流入の影響により鋼材販売数量、販売価格がともに下落をしました。またそれに加え労務費、物流コストやエネルギー価格が増加するなど、収益環境は厳しさを増すこととなりました。

[鉄鋼事業]

鉄鋼事業につきましては、昨年度の設備トラブルが解消し、安定した操業を継続したことにより製造コストは改善しましたが、鋼材販売数量の減少と販売価格の下落に加え、固定費の増加や在庫影響などにより減益となりました。

これらの結果、売上高は前期比149億97百万円減収の1,666億47百万円、経常利益は39億28百万円減益の78億24百万円となりました。

[エンジニアリング事業・不動産事業]

エンジニアリング事業につきましては、海洋部門の売上減などにより、売上高は前期比1億71百万円減収の18億86百万円、経常利益は37百万円減益の36百万円となりました。

不動産事業につきましては、賃貸収入を中心に安定した収益を確保し、売上高は45百万円減収の13億92百万円、経常利益は9百万円減益の6億96百万円となりました。

以上の結果、当連結会計年度の業績は、売上高は前期比151億16百万円減収の1,693億29百万円、営業利益は38億90百万円減益の84億36百万円、経常利益は41億24百万円減益の81億19百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は32億8百万円減益の56億95百万円となりました。

当事業年度の単独決算につきましては、売上高は前期比145億90百万円減収の1,325億9百万円となり、営業利益は39億49百万円減益の69億51百万円、経常利益は41億70百万円減益の67億86百万円、当期純利益は32億73百万円減益の48億47百万円となりました。

当社は、利益配分につきましては、経営基盤・財務体質の強化、ならびに今後の事業展開に備えるために必要な内部留保を確保しつつ、安定した配当を実現していくことを基本方針としております。

以上の状況から、当期の期末配当につきましては、1株につき22円とさせていただく予定であります。これにより、すでに実施している中間配当金1株につき18円を合わせた1株当たり年間配当金は40円となる予定であります。

(2) 対処すべき課題

今後の見通しにつきましては、米国の関税をはじめとする国際的な保護貿易政策や中国製品の安値流入拡大懸念などにより不透明感が強く、労務費、物流費など諸コストが上昇するなか、人手不足や資材高騰に伴う工事の見直しにより中小建築案件の需要回復が見込めないことから、厳しい環境が継続するものと思われまます。

このような環境下、2025年5月9日に公表しました「中山製鋼所グループの長期ビジョン実現に向けた長期計画の策定と新電気炉投資に関するお知らせ」の通り、当社は長期計画の実現に向けて取り組んでいくとともに、同日併せて公表しました「日本製鉄株式会社との合併会社設立及び業務提携に向けた基本合意書締結のお知らせ」の通り、日本製鉄との合併会社設立と業務提携に向けて協議を進めてまいります。カーボンニュートラルへの意識が高まるなか、電気炉の生産能力増強や電気炉材の適用拡大を推し進めることで基盤作りを行い、高付加価値製品の拡販、加工能力の増強など諸施策を着実に実行し、収益性の向上を図ってまいります。

株主の皆様におかれましては、以上の諸事象をご賢察のうえ、今後ともなにとぞご支援とご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

【ご参考】

◇中山製鋼所グループの長期ビジョンと中期経営計画について

1. 中山製鋼所グループ2030長期ビジョン

当社は、おかげさまで2019年に創業100周年を迎えましたが、さらに100年先も躍動し続けるグループを目指し、長期ビジョンとして2030年のありたい姿・目指す企業像を策定いたしました。当社グループの経営理念やグループビジョンを踏まえ、電気炉メーカーである強みや優位性を活かした成長戦略を推進するとともに、持続可能な社会の実現に貢献することを目指してまいります。

中山製鋼所グループ2030長期ビジョン～ありたい姿・目指す企業像

ありたい姿・目指す企業像
・カーボンニュートラル実現に向けて尽力する企業
・従業員のモチベーションをアップさせ、家族の幸せを追求する企業
・社会に貢献し地域と協調・共生する企業
・お客様に中山製鋼所グループを選んでいただき、喜んでいただける企業
・ステークホルダーに安心していただき、喜んでいただける企業

(経営理念)	中山製鋼所グループは、公正な競争を通じて付加価値を創出し経済社会の発展を担うとともに、社会にとって有用な存在であり続けます。
(グループビジョン)	中山製鋼所グループは、鉄鋼事業を中核に発展してきた企業集団であり、今後ともお客様と将来の夢を共有し、社会にとって有用な付加価値の高い製品を開発、商品化し、お客様に安定的に提供していく努力を継続してまいります。

カーボンニュートラル社会・循環型社会への対応として、2050年のCO2排出量実質ゼロに向け、2030年度のCO2排出量を2013年度対比46%削減するよう取り組んでまいります。CO2排出量が高炉に比べて少なく、鉄スクラップを製品に再生する資源循環プロセスである電気炉鋼のニーズが高まっており、電気炉の生産量拡大やエコでグリーンな購入資源へのシフトを進めてまいります。前中期経営計画期間では、電気炉の生産性向上・省エネ・環境改善を目的とした合理化投資の実施や操業時間の延長を図るとともに、電気炉新設を含めた抜本的な電気炉生産能力の増強策を検討してまいりました。本中期経営計画期間では、長期の成長戦略としてより詳細な検討を重ね具体化してまいります。

2. 中期経営計画（2022～2024年度）の概要

中山製鋼所グループ2030長期ビジョンの実現に向けて、そのスタートとなる3年間の中期経営計画を策定いたしました。その概要は以下のとおりでございます。

(ア) 重点方針

- ① “中山らしさ”の追求、グループ一体での付加価値向上による連結収益最大化
- ② カーボンニュートラル・循環型社会の実現に向けた取り組み強化
- ③ 中部鋼鉄株式会社との業務提携の推進
- ④ 経営基盤の強化
- ⑤ ステークホルダーに貢献する取り組み強化

(イ) 経営目標

本中期経営計画の最終年度である2024年度の定量目標・KPIおよび2022～2024年度の実績は以下のとおりであります。

	2024年度 (最終年度) 目標	2022年度 実績	2023年度 実績	2024年度 実績
経常利益	100億円	133億円	122億円	81億円
設備投資額	190億円/3年間	40億円/1年間	52億円/1年間	41億円/1年間
ネットD/Eレシオ	0.1倍程度	-0.06倍	-0.07倍	-0.06倍
ROE	7.0%	11.0%	8.8%	5.4%
配当性向	30%	29.1%	30.4%	38.0%

◇中山製鋼所グループの長期計画について

当社は、2019年に創業100周年を迎えましたが、さらに100年先も躍動し続けるグループを目指し、2022年5月に当社グループの2030年のありたい姿・目指す企業像として「中山製鋼所グループ2030長期ビジョン」を公表しました。その中において、グループ一体での付加価値向上やカーボンニュートラル・循環型社会の実現に向けた取り組み強化を図っていくため、電気炉鋼材の適用拡大、加工戦略の推進に加え、抜本的な電気炉生産能力の増強策として、新電気炉投資（以下「本投資」といいます。）を検討してまいりました。

特に、近年、世界的に環境意識が高まる中において、鉄鋼業におけるCO₂排出量の削減は喫緊の課題となっております。そのような事業環境下において、CO₂排出量が高炉鋼の約1/4である電気炉鋼の需要は、今後益々高まると考えられております。

当社グループは、高炉・転炉の技術も持ち合わせた電気炉鋼材を生産できる限られたメーカーの一つであります。2002年に高炉・転炉を休止し、現在は電気炉で生産した鉄源と外部から調達した鉄源により鋼材やその加工品を生産・販売しておりますが、老朽化が進む既設電気炉を休止し、新電気炉を建設して生産能力を大幅に増強し、外部調達から自社鉄源に置き換えることにより、CO₂排出量を大幅に削減できるだけでなく、収益性も改善できると見込んでおります。

このような認識に基づき、100年先も躍動し続けるグループの土台となる「中山製鋼所グループ2030長期ビジョン」の実現のため、本投資を決定し、これを中核とする長期計画を策定いたしました。

なお、本投資は、2025年5月9日に公表いたしました「日本製鉄株式会社との合併会社設立及び業務提携に向けた基本合意書締結のお知らせ」のとおり、日本製鉄株式会社（以下、「日本製鉄」といいます。）と当社が出資し合併会社を設立し、当社船町工場構内に電気炉設備を新設するものであり、当社が当該電気炉設備を賃借して電気炉操業を行う予定です。

(ア) 本長期計画における重点方針

- ① カーボンニュートラル・循環型社会の実現への貢献
 - ・ 本投資により完成する新電気炉が稼働することで、2030年度CO₂排出量を2013年度比46%削減、2050年度にカーボンニュートラルを目指します。
- ② 収益構造の改善、製品ポートフォリオの改革
 - ・ 本投資により、自社鉄源比率の向上、省エネルギーや歩留り改善などコスト競争力を強化し、日本製鉄との業務提携に基づく電気炉鋼材や電気炉熱延製品の供給による収益性の向上や安定化を図ります。
 - ・ 電気炉鋼材の適用拡大を推進し、製品開発などにより製品ラインアップを拡充するなど、新たな顧客価値を創出します。グリーン鋼材への取組みも今後検討してまいります。また、これまで進めてきた加工戦略を一層強化し、付加価値を向上させ製品ポートフォリオを改革します。

- ・新電気炉稼働までの期間は、既設電気炉で月間5万トンの生産体制を構築するとともに、電気炉鋼比率を高め、電気炉鋼の拡販に注力します。
- ③ 事業連携の強化
 - ・日本製鉄との合弁契約締結に向けて引続き協議し、両社の業務提携を実現できるよう取り組みます。
 - ・中部鋼鉄株式会社との業務提携契約に基づき、同社からのスラブ供給や同社への厚板生産委託などを推進します。
 - ・加工戦略を一層推進すべく、取引先との加工受委託や製品開発に関する連携も検討してまいります。
- ④ 新電気炉稼働に向けた体制づくり
 - ・新電気炉は、当社船町工場構内の高炉・コークス跡地に設置され、下工程の熱延工場加熱炉に近接でき、構内物流の整流化や電気炉鋼片の熱延工場加熱炉への直送によるコスト改善も見込まれます。新電気炉の建設とともに、安全かつ効率的な業務運営にも取り組んでまいります。
 - ・新電気炉生産量は120万トン/年で、既設電気炉の2倍以上を想定しております。そのため、鉄スクラップの調達が課題となりますが、当社主要拠点の岸壁を活用したグループ会社による海上輸送や新電気炉による加工スクラップの使用比率低減などの対策を講じてまいります。
- ⑤ 経営基盤の強化
 - ・④新電気炉稼働に向けた体制づくりを踏まえ、労働生産性向上のため、DXによる業務効率化を推進します。生産情報の可視化・リアルタイム共有、サプライチェーン情報の可視化や経営管理の高度化など付加価値の高い業務へのシフトを進めます。
 - ・人的資本経営への取組みとしては、将来人事戦略を具現化し、優秀な人材獲得や離職率の低減、人材育成の仕組みを再構築するとともに、DE&Iを推進し、従業員のモチベーションややりがいを高める職場環境づくりを目指します。

(イ) 重視する経営指標の数値目標

	2024年度実績	2030年度目標	2033年度目標※
経常利益	81億円	100億円以上	130億円以上
EBITDA	113億円	220億円以上	260億円以上
ROE	5.4%	5%以上	6%以上

※新電気炉本格的稼働を2030年度期中と想定しており、新電気炉による施策効果が概ね見込まれる2033年度を長期計画の数値目標にしました。

(3) 設備投資等の状況

当連結会計年度中に当社および連結子会社が実施した設備投資の総額は41億67百万円であり、主に維持更新投資および三泉シャー本社事務所新築であります。

(4) 資金調達の状況

当連結会計年度におきまして、当社は向こう3ヶ年を見据えて長期資金の借り替え70億円の実行および高水準の運転資金需要に対応するため貸出コミットメントライン契約（総額100億円）を締結しました。

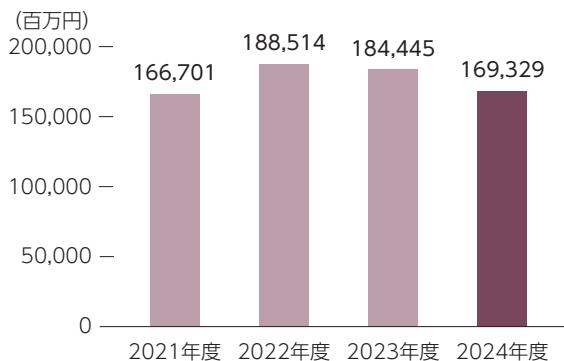
なお、貸出コミットメントライン契約（総額100億円）の当連結会計年度末における借入はございません。

(5) 財産および損益の状況の推移

区 分	第128期 (2021年度)	第129期 (2022年度)	第130期 (2023年度)	第131期 [当連結会計年度] (2024年度)
売 上 高 (百万円)	166,701	188,514	184,445	169,329
経 常 利 益 (百万円)	6,654	13,371	12,244	8,119
親会社株主に帰属 する当期純利益 (百万円)	4,815	10,227	8,904	5,695
1 株 当 たり 当 期 純 利 益 (円)	88.96	188.92	164.43	105.14
総 資 産 (百万円)	143,618	148,787	152,087	149,148
純 資 産 (百万円)	88,931	96,859	104,553	106,810

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数から期中平均自己株式数を控除した株式数により算出しております。
2. 第128期の期首より、「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を適用しております。
3. 第131期の期首より、「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日)等を適用しており、第130期の財産および損益の状況につきましては、当該会計基準等を遡って適用した後の数値となっております。
4. 第128期は、鋼材販売数量の増加や原料などの高騰に伴う販売価格の上昇により前期比で増収となりました。また、スクラップ、鋼片や合金鉄などの主副原料価格の上昇やエネルギーコストの増加などがありましたが、販売数量の増加、販売価格の上昇、鉄源調達の多様化などによる収益効果がそれらを上回り、前期比で増益となりました。
5. 第129期は、鋼材販売数量の減少、資材価格の上昇および円安の進行に伴い、スクラップ・鋼片などの主原料価格や電力・ガスなどのエネルギー価格が高騰したことにより製造コストが増加しましたが、鋼材販売価格の改善により鋼材スプレッドが拡大したため、前期比で増収増益となりました。
6. 第130期は、前期に比べスクラップ価格が安定して推移し下落したことや燃料調整価格の下落などによるエネルギー価格の引き下げがありましたが、鋼材販売価格の下落や上期の設備トラブルの影響によるコストアップなどにより、減収減益となりました。

売上高



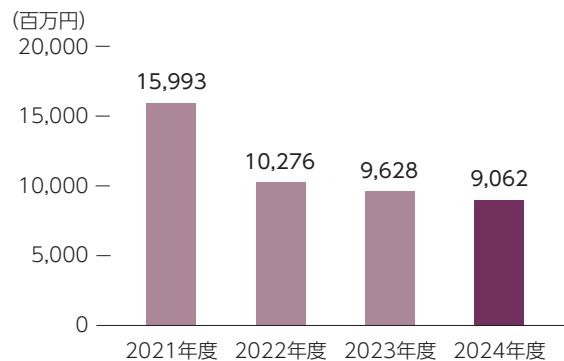
経常利益と親会社株主に帰属する当期純利益



1株当たり当期純利益



有利子負債



(6) 重要な親会社および子会社の状況

- ① 親会社との関係
該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容
中山通商株式会社	96 ^{百万円}	100.00 [%]	鉄鋼・非鉄金属・機械・原燃料の売買
三星商事株式会社	46	100.00	鉄鋼製品・建築資材の販売
三星海運株式会社	56	100.00	陸運・海運業、倉庫業
中山興産株式会社	100	100.00	不動産の売買・仲介・管理等
三泉シャヤー株式会社	60	100.00	鉄鋼製品の販売、鉄鋼二・三次製品の製造・販売

- ③ 事業年度末日における特定完全子会社の状況
該当事項はありません。

(7) 主要な事業内容

区分	主要品目		
鉄鋼事業	鋼	鋼板	熱延鋼帯、厚板、中板、縞板、鍍金鋼帯
	材	条鋼	線材、バーインコイル、棒鋼、軽量C形鋼、パイプ、線材二次製品
		鋼片、副産物等	
エンジニアリング事業	海洋（鋼製魚礁・増殖礁・浮魚礁回収）、ロール、バルブ、機械加工等		
不動産事業	不動産の賃貸・売買		

(8) 主要な営業所および工場

① 当社

本社・船町工場	大阪市大正区船町一丁目1番66号
東京営業部	東京都中央区日本橋二丁目16番11号 日本橋セントラルスクエア5階
名古屋営業部	名古屋市中村区名駅三丁目22番8号 大東海ビル4階
建材製造本部	堺市堺区山本町六丁124番地 【主要な工場】 苫小牧工場、清水工場、辰口工場（石川県）、名古屋工場、堺工場、 田布施工場（山口県）、丸亀工場、大分工場、都城工場

② 重要な子会社

会社名	本社所在地	主要な営業所および工場
中山通商株式会社	大阪市西区	本社営業部、東京支店、名古屋支店、福岡支店、仙台支店、 浦安加工センター
三星商事株式会社	大阪市西区	札幌営業所、埼玉営業所、横浜営業所、千葉営業所、 愛知営業所、北陸営業所、大阪営業所、兵庫営業所、 岡山営業所、広島営業所、北九州営業所
三星海運株式会社	大阪市西区	東京支店、清水営業所、中部営業所、武豊営業所（愛知県）、 船町事業所、堺営業所、岡山営業所、福岡営業所、宮崎営業所
中山興産株式会社	大阪市大正区	名古屋事業所
三泉シャ-株式会社	大阪市大正区	本社および工場（当社 船町工場構内）

(9) 従業員の状況

事業	鉄鋼事業	エンジニアリング事業	不動産事業	全社(共通)	合計	前期末比増減数
従業員数(名)	1,128	36	24	60	1,248	+1

- (注) 1. 従業員数は、就業人員数(当社および子会社から当社および子会社以外への出向者を除き、当社および子会社以外から当社および子会社への出向者を含む)であります。
2. 全社(共通)として、記載されている従業員数は、特定のセグメントに区分できない管理部門に所属しているものであります。

(10) 主要な借入先の状況

借入先	借入額
株式会社三菱UFJ銀行	2,464 ^{百万円}
株式会社りそな銀行	1,791
株式会社福岡銀行	1,284
株式会社あおぞら銀行	1,042
株式会社日本政策投資銀行	1,037

(11) その他企業集団に関する重要な事項

当社は、2025年5月9日開催の取締役会において、長期ビジョン実現に向けた新電気炉投資について決議いたしました。

また、当社は、同日開催の取締役会において、日本製鉄株式会社との間で、新規電気炉設備の建設、保有および当社への賃貸を目的とした合併会社設立ならびに両社の業務提携に関する基本合意書を締結することについて決議し、同日付で基本合意書を締結いたしました。

2 会社の株式に関する事項 (2025年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 150,000,000株
(2) 発行済株式の総数 63,079,256株 (うち自己株式 8,903,954株)
(3) 株 主 数 29,025名
(4) 大 株 主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
阪 和 興 業 株 式 会 社	8,058 ^{千株}	14.87 [%]
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	5,431	10.02
エ ア ・ ウ ォ ー タ ー 株 式 会 社	4,729	8.73
丸 一 鋼 管 株 式 会 社	2,659	4.90
大 阪 瓦 斯 株 式 会 社	1,923	3.54
尼 崎 製 罐 株 式 会 社	1,274	2.35
BANK JULIUS BAER AND CO. LTD. SG FAO KAZUTAKA HOSAKA	1,094	2.02
株 式 会 社 日 本 カ ス ト デ ィ 銀 行 (信 託 口)	993	1.83
中 山 持 株 共 栄 会	879	1.62
日 鉄 物 産 株 式 会 社	815	1.50

- (注) 1. 持株数は、千株未満を切り捨てて表示しています。
2. 持株比率は自己株式 (8,903,954株) を控除して計算しており、小数点第3位を切り捨てて表示しています。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付された株式の状況

当事業年度中に交付した株式報酬の内容は以下のとおりです。

区 分	株式の種類および数	交付対象者数
取締役 (監査等委員である取締役および社外取締役を除く)	当社普通株式 18,294株	7名

- (注) 1. 当社は、監査等委員である取締役および社外取締役に、上記株式報酬を付与しておりません。
2. 当社の株式報酬の内容につきましては、本招集ご通知46頁に記載しております。

(6) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4 会社役員に関する事項

(1) 取締役の氏名等（2025年3月31日現在）

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	箱 守 一 昭	取締役会議長、報酬・指名諮問委員会委員長
専務取締役	中 村 佐 知 大	経営本部、総務人事部統括
専務取締役	内 藤 伸 彦	営業、建材営業、製品開発本部、購買部統括
常務取締役	森 川 昌 浩	総合管理、製鋼本部統括
常務取締役	角 野 康 治	圧延、建材製造、エンジニアリング本部統括
取 締 役	柴 原 善 信	営業本部長 兼 東京営業部長 兼 製品開発本部長委嘱
取 締 役	阪 口 光 昭	経営本部長委嘱
取 締 役	中 務 正 裕	報酬・指名諮問委員会委員 弁護士（弁護士法人中央総合法律事務所代表社員、マネージング パートナー） 浅香工業株式会社社外取締役監査等委員 荒川化学工業株式会社社外取締役監査等委員 株式会社 J S H 社外監査役 大阪マツダ販売株式会社社外取締役
取 締 役	村 上 早 百 合	報酬・指名諮問委員会委員 兵庫県立大学経営審議会委員
取 締 役 (常勤監査等委員)	岸 田 良 平	
取 締 役 (監 査 等 委 員)	角 田 昌 也	
取 締 役 (監 査 等 委 員)	津 田 和 義	津田和義公認会計士・税理士事務所代表 株式会社ブレイントラスト代表取締役 ヒロセ通商株式会社社外取締役監査等委員 シルバーエッグ・テクノロジー株式会社社外監査役 株式会社 J S H 社外取締役 大阪マツダ販売株式会社社外取締役

- (注) 1. 喜多澤 昇氏は2024年6月26日開催の第130回定時株主総会終結の時をもって、任期満了により退任いたしました。
2. 中務正裕および村上早百合の各氏は社外取締役、角田昌也および津田和義の各氏は監査等委員である社外取締役であります。なお、当社は各氏を東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
3. 当社は、監査等委員会の監査・監督機能を強化し、取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの情報収集および重要な社内会議における情報共有ならびに監査部、総務人事部門および経理部門と監査等委員会との十分な連携を可能にするため、岸田良平氏を常勤の監査等委員である取締役として選定しています。
4. 監査等委員の財務および会計に関する相当程度の知見については以下のとおりです。
- (1) 監査等委員角田昌也氏は、金融機関において培われた財務に関する相当程度の知見および企業経営者として経営全般に関する相当程度の知見を併せて有するものであります。
- (2) 監査等委員津田和義氏は、他社において監査役および監査等委員である取締役の経験を有しており、税理士・公認会計士として財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 当社は、中務正裕氏が代表社員およびマネージングパートナーを務める弁護士法人中央総合法律事務所との間で顧問契約を締結しておりますが、当該弁護士法人への代価の支払は同弁護士法人における年間収入の2%未満であり、それ以外の特別な関係はありません。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役（監査等委員である取締役を除く。）、監査等委員である社外取締役は、当社定款の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を当該損害賠償責任の限度としております。

(3) 当事業年度に係る取締役の報酬等の額

区 分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額				支給人員
		固定報酬	役員評価 連動報酬	グループ 業績連動報酬	株式報酬	
取締役（監査等委員を除く） （うち社外取締役）	204 百万円 (13)	138 百万円 (13)	23 百万円 (-)	24 百万円 (-)	17 百万円 (-)	10 (3)
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	34 (12)	34 (12)	- (-)	- (-)	- (-)	3 (2)
計	238 (25)	172 (25)	23 (-)	24 (-)	17 (-)	13 (5)

- (注) 1. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 株式報酬は、当事業年度に費用計上した金額を記載しております。
3. ① 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬限度額は、2022年6月28日開催の第128回定時株主総会決議において年額3億円以内（うち社外取締役分は年額5千万円以内）と決議いただいております。なお、当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は7名（うち社外取締役は2名）です。
- ② 監査等委員である取締役の報酬限度額は、2022年6月28日開催の第128回定時株主総会決議において年額6千万円以内と決議いただいております。なお、当該定時株主総会終結時点の監査等委員である取締役は3名（うち社外取締役は2名）です。

① 役員の報酬等の額またはその算定方法の決定に関する方針に係る事項（報酬全般）

(a) 基本方針等

当社の役員報酬の決定にあたっては、以下の3項目を基本方針（以下「基本方針」といいます。）として、2017年3月31日開催の取締役会において取締役の個人別の報酬等の内容の決定に関する方針を決議しております。

- I 中長期的な視点でそれぞれの役員が持つ役割と責任を明確化し、その役割と責任に対する行動に相応しい水準とすること。
- II 連結経営における当社グループ全体としての収益の最大化の実現を図ること。
- III 社外取締役が過半数を占める報酬・指名諮問委員会の審議を経ることで、客観性および透明性を確保すること。

(b) 取締役の報酬等の額またはその算定方法の決定に関する方針を決定する機関と手続きの概要等

役員報酬（監査等委員である取締役を除く。）にかかる決定機関および手続きは、公正かつ合理的な制度運用が担保されるよう、社外取締役（監査等委員である取締役を除く。）が過半数を占める報酬・指名諮問委員会において審議し、取締役会に答申しております。

具体的には、評価者である代表取締役が、代表取締役自身は自己評価のうえ、各取締役とは面談を行い、評価および報酬額の原案を取りまとめて、報酬・指名諮問委員会へ諮問し、同委員会で審議を行い、各取締役の評価が確定後、同委員会からの答申を受け、あらかじめ株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で、取締役会にて最終決定しております。

なお、各取締役の個別報酬額の決定は、取締役会から委任を受けた代表取締役である箱守一昭が報酬・指名諮問委員会の答申を踏まえて行っております。当社全体の業績を俯瞰したうえで各取締役の管掌部門を評価することは、代表取締役が行うことが最も適していると考えることが、委任の理由であります。

当事業年度に係る取締役の個別報酬額については、上記の手続きにより決定されており、取締役会は決定方針に沿うものと判断しております。

当事業年度において、報酬・指名諮問委員会は5回開催され、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬に関わる目標設定および実績とそれに伴う個人別の固定報酬および業績連動報酬の額等を決議しております。

また、監査等委員である取締役の報酬については、監査等委員会の協議により決定しております。

② 役員の報酬等の額またはその算定方法の決定に関する方針に係る事項（金銭報酬）

区 分	固定報酬	変動報酬	
		役員評価 連動報酬	グループ 業績連動報酬
取締役 (監査等委員である取締役および社外取締役を除く)	70%	15%	15%
監査等委員である取締役 および社外取締役	100%	—	—

(a) 報酬の構成

取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）の報酬については、固定報酬（70%）、業績連動型の変動報酬（30%）により構成されております。

監査等委員である取締役および社外取締役の報酬については、固定報酬のみとしております。

(b) 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬限度額は、2022年6月28日開催の第128回定時株主総会において年額3億円以内（うち社外取締役分は年額5千万円以内）と決議しております。なお、当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は7名（うち社外取締役は2名）であります。

監査等委員である取締役の報酬の額は、2022年6月28日開催の第128回定時株主総会において年額6千万円以内と決議しております。なお、当該定時株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は3名（うち社外監査等委員は2名）であります。

(c) 取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）の業績連動報酬に関する事項

業績連動型の変動報酬（30%）は、「目標管理シートによる個別役員評価に基づく役員評価連動報酬（15%）」と、「連結経営計画の達成度に基づくグループ業績連動報酬（15%）」で構成しております。

【役員評価連動報酬】

役員評価連動報酬の評価項目は全取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）共通の役員共通項目と、各取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）の職責に応じた個別項目（特命事項+管掌事項）で構成されております。

役員共通項目は連結経常利益額の年度計画に対する達成度、中期経営計画の業績目標（連結経常利益額・連結設備投資額・連結ネットD/Eレシオ・連結ROE・配当性向）に

対する達成度や株価の水準（TOP I X対比）を評価します。特命事項と管掌項目は毎期初に各取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）が社長と協議のうえ決定します。特命事項は中期経営計画や中長期視点からの重要施策を選定します。管掌事項は担当部門のP D C Aの重要施策の中から選定しております。なお、業績指標の選定は、中期経営計画、短期経営計画の達成度や重要施策に基づいており、いずれの事項も選定理由は業績との連動性を図ることを目的としております。

【グループ業績連動報酬】

グループ業績連動報酬は、経営計画における経常利益額の達成度に応じて報酬額を決定しており、その算定式は「グループ業績連動型報酬基準額×連結経営計画の達成率（連結経常利益実績値／連結経常利益経営計画値）」としております。

当事業年度の業績目標に関する実績は以下のとおりとなり、2025年度の役員報酬に反映します。

	経常利益額	設備投資額	ネットD/Eレシオ	ROE	配当性向	株価/ TOP I X
	連結	連結	連結	連結	連結	
2024年度実績	百万円 8,119	百万円 4,167	-0.06倍	% 5.4	% 38.0	0.2783

株価/T O P I Xは、2025年3月31日現在のもの

③ 役員の報酬等の額またはその算定方法の決定に関する方針に係る事項（非金銭報酬）

(a) 株式報酬制度

当社は、2023年5月25日開催の取締役会において、2023年6月開催の株主総会に付議すべき議案として、当社の取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。以下「対象取締役」といいます。）を対象とする譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）の内容について決議し、2023年6月28日開催の第129回定時株主総会において、承認いただきました。

(b) 本制度における役員報酬等の額またはその算定方法の決定に関する方針に係る事項

当社は、2023年5月25日開催の取締役会において、本制度における取締役の個人別の報酬等の内容の決定に関する方針を決議しております。

本制度は、対象取締役に対し、中長期的な企業価値の向上を図るためのインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的としております。

(c) 本制度の株主総会の決議に関する事項

第129回定時株主総会において、金銭報酬の報酬枠とは別枠にて、対象取締役に対し「譲渡制限付株式報酬」の付与のために支給する金銭債権の総額を、年額4千5百万円以内（使用人兼務役員の使用人部分を除く。）、かつ、当社が新たに発行または処分する普通株式の総数は年150,000株以内（ただし、普通株式の株式分割（無償割当てを含む。）もしくは株式併合が行われた場合、またはその他譲渡制限付株式として発行もしくは処分をされる当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を合理的な範囲で調整する。）と決議しております。なお、第129回定時株主総会終結時点の対象取締役の員数は7名であります。

(d) 本株式報酬制度の構成

本制度の構成は、当社が、対象取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために金銭債権を報酬として支給し、対象取締役は、当社から支給された金銭債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行または処分を受けるものであります。

対象取締役への具体的な支給時期および配分については、報酬・指名諮問委員会において審議し、取締役会へ答申したうえで、取締役会の決議により決定しております。なお、その1株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、当該普通株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とされない範囲において、取締役会において決定することとしております。また、これによる当社の普通株式の発行または処分およびその現物出資財産としての金銭債権の支給に当たりましては、当社と対象取締役との間で譲渡制限付株式割当契約を締結することを条件としております。

(4) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係および主要取引先等特定関係事業者との関係

区 分	氏 名	重要な兼職先と当社との関係	主要取引先等特定関係事業者との関係
社外取締役	中 務 正 裕	該当事項なし	該当事項なし
	村 上 早百合	該当事項なし	該当事項なし
社外取締役 (監査等委員)	角 田 昌 也	該当事項なし	該当事項なし
	津 田 和 義	該当事項なし	該当事項なし

(注) 当社は、中務正裕氏が代表社員およびマネージングパートナーを務める弁護士法人中央総合法律事務所との間で顧問契約を締結しておりますが、当該弁護士法人への代価の支払は同弁護士法人における年間収入の2%未満であり、それ以外に特別な関係はありません。

② 主な活動状況

区 分	氏 名	主な活動状況
社外取締役	中 務 正 裕	当事業年度開催の取締役会17回すべてに出席し、企業法務を専門とする弁護士としての豊富な経験と幅広い見識を基に、意思決定の妥当性・適法性の確保のため、必要な発言を適宜行っております。 報酬・指名諮問委員会の委員を務めており、当事業年度開催の報酬・指名諮問委員会5回すべてに出席し、取締役の指名および取締役（監査等委員を除く。）の個人別報酬額に関して、必要な発言を適宜行っております。また、社外取締役としての立場から法令等を遵守した公正な経営およびガバナンスの強化のため、尽力いただいております。
	村 上 早百合	当事業年度開催の取締役会17回すべてに出席し、女性としての視点と報道機関出身者としての鋭敏な感性を活かした積極的な発言を適宜行っております。また、報酬・指名諮問委員会の委員を務めており、当事業年度開催の報酬・指名諮問委員会5回すべてに出席し、取締役の指名および取締役（監査等委員を除く。）の個人別報酬額に関して、必要な発言を適宜行っております。また、社外取締役としての立場から法令等を遵守した公正な経営および当社のガバナンスの強化のため、尽力いただいております。

区 分	氏 名	主な活動状況
社外取締役 (監査等委員)	角 田 昌 也	当事業年度開催の取締役会17回すべてに出席しております。 また、当事業年度開催の監査等委員会22回すべてに出席しております。 出席した取締役会および監査等委員会において、経験豊かな経営者としての見地から必要な発言を行うほか、当社の監査業務においても尽力いただいております。
	津 田 和 義	当事業年度開催の取締役会17回すべてに出席しております。 また、当事業年度開催の監査等委員会22回のうち21回に出席しております。 出席した取締役会および監査等委員会において、経営コンサルティング等を専門とする公認会計士・税理士としての豊富な経験と専門的な知識を基に必要な発言を行うほか、当社の監査業務においても尽力いただいております。

- ③ 当社の不祥事等に関する対応の概要
該当事項はありません。
- ④ 当社の子会社から当事業年度の役員として受けた報酬等の額
該当事項はありません。

(5) 役員等賠償責任保険（D&O保険）の内容の概要

当社は、当社および当社の子会社の取締役、監査役、執行役員、管理職および役員の相続人を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を以下のとおり締結しております。

- ① 期間
2025年1月1日から1年間
- ② 保険料
全額会社側が負担し、当社および当社の子会社が、前年度末の総資産の割合で按分した金額をそれぞれ負担しております。
- ③ 保険内容
被保険者が負担する損害賠償金や訴訟費用等を、当該保険契約により填補することとしております。なお、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

7 会社の支配に関する基本方針

(1) 基本方針の内容の概要

当社は、大規模買付者が大規模買付行為を行おうとする場合に、これを受け入れるか否かについては、株主の皆様によって最終的に決定・判断されるべき事項であると認識しております。

当社は、当社の企業価値および株主共同の利益を確保・向上するためには、大規模買付者が意図する経営方針や事業計画の内容、株主の皆様や当社グループの経営に与える影響、当社グループを取り巻く多くの関係者に対する影響等について、事前の十分な情報開示がなされることが必要であると考えます。また、大規模買付者に対して質問や買収条件等の改善を要求し、あるいは株主の皆様にもメリットのある相当な代替案が提示される機会を確保するため、相応の検討時間・交渉機会等も確保されている必要があると考えます。

そこで、当社の企業価値および株主共同の利益の確保・向上のため必要かつ相当な手段をとることができるよう、必要なルールおよび手続きを定めることとします。

(2) 基本方針の実現のための取り組みの概要

〔当社株式の大規模な買付行為に関する適正ルール（買収防衛策）の導入〕

当社は、2008年6月27日開催の第114回定時株主総会において、特定株主グループの議決権割合を20%以上とすることを目的とする当社株券等の大規模な買付行為、または結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の大規模な買付行為（以下、「大規模買付行為」といい、かかる買付行為を行う者を「大規模買付者」といいます。）に関する適正ルールの導入を決議し、2011年6月29日開催の第117回定時株主総会、2014年6月26日開催の第120回定時株主総会において、同一内容で継続することについてご承認いただきました。

2017年6月27日開催の第123回定時株主総会においては、①独立委員会委員に社外監査役、社外有識者に加えて、社外取締役を追加するとともに、②独立委員会の委員名を開示し、③対抗措置の発動の可否等について株主意思を確認する仕組みを導入するように内容を一部修正しました。2020年6月26日開催の第126回定時株主総会においては、同一内容で継続することについて株主の皆様にご承認をいただきました。

その後、2023年5月25日開催の取締役会において、①監査等委員会設置会社に移行したことに伴う監査役会に関する記載の修正、②独立委員会の委員名の変更を行ったうえで、買収防衛策を継続することについて決議し、2023年6月28日開催の第129回定時株主総会において、ご承認をいただきました（以下、修正後の適用ルールを「本プラン」といいます。）。

① 本プランの概要

本プランは、大規模買付者に対し、以下に定めるルール（以下、「大規模買付ルール」といいます。）の遵守、具体的には①事前に大規模買付者が当社取締役会に対して必要かつ十分な情報を提供し、②当社取締役会による一定の評価期間が経過し、③対抗措置の発動の可否等を問うための株主の皆様のご意思を確認する総会（以下、「株主意思確認総会」といいます。）が招集された場合には、株主意思確認総会において対抗措置の発動等に関する決議がなされた後に大規模買付行為を開始することを求めるもので、以下の手続きを定めております。

- a. 大規模買付者による当社への「意向表明書」の提出
- b. 必要情報の提供
- c. 検討期間（「取締役会評価期間」）の確保
60日：対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社全株式の買付けの場合
90日：その他の大規模買付行為の場合
取締役会評価期間中、当社取締役会は、必要に応じてファイナンシャルアドバイザー、公認会計士、弁護士等の社外の専門家の助言を受け、また独立委員会の意見を聴取しながら、提供された大規模買付情報を十分に評価・検討し、当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、開示します。また、必要に応じ、大規模買付者との間で大規模買付行為の条件改善について交渉し、当社取締役会として株主の皆様へ代替案を提示することもあります。
- d. 株主意思の確認の手續き
独立委員会が対抗措置の発動について勧告を行い、発動の決議について株主の皆様の意思を確認するための手續きを要請する場合には、当社取締役会は、当該勧告を最大限尊重したうえで、相当と判断される場合には、対抗措置の発動の可否等に対する株主の皆様の意思を確認するために、株主意思確認総会の招集手續きまたは書面投票手續きを実施します。

② 大規模買付ルールが遵守されなかった場合の対抗措置

大規模買付ルールが遵守されない場合には、当社取締役会は、当社および当社株主共同の利益を守ることを目的として、新株予約権の無償割当て等、会社法その他の法律および当社定款が認める対抗措置をとり、大規模買付行為の開始に対抗する場合があります。大規模買付ルールが遵守されている場合には、当社取締役会は仮に当該大規模買付行為に反対であったとしても、原則として具体的対抗措置を発動しません。

③ 本プランの有効期限

本プランの有効期限は、2026年6月開催予定の定時株主総会終了の時点までとします。また、本プランは、その有効期間中であっても当社取締役会または当社株主総会の決議により廃止されるものとしています。

(3) 上記取り組みに対する取締役会の判断およびその理由

本プランは、当社株主の皆様が大規模買付行為に応じるか否かを判断するために必要な情報や、現に当社の経営を担っている当社取締役会の意見を提供し、さらには、当社株主の皆様が代替案の提示を受ける機会を保障することを目的としています。これにより、当社株主の皆様は、十分な情報のもとで、大規模買付行為に応じるか否かについての適切な判断をすることが可能となり、そのことが当社株主共同の利益の保護につながるものと考えます。従いまして、本プランを設定することは、当社株主の共同の利益を損なうものではなく、また、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものでもありません。

(注) 本事業報告中に記載の金額および株式数は、表示単位未満の端数を切り捨てております。

連結貸借対照表 (2025年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額
(資産の部)	
流動資産	92,524
現金及び預金	15,346
受取手形、売掛金及び契約資産	33,420
電子記録債権	8,909
商品及び製品	17,187
仕掛品	4,900
原材料及び貯蔵品	11,876
その他	919
貸倒引当金	△34
固定資産	56,623
有形固定資産	48,288
建物及び構築物	7,917
機械及び装置	16,622
車両及び運搬具	82
工具、器具及び備品	502
土地	22,611
リース資産	131
建設仮勘定	420
無形固定資産	470
その他	470
投資その他の資産	7,864
投資有価証券	3,193
退職給付に係る資産	1,798
繰延税金資産	14
差入保証金	1,764
その他	1,123
貸倒引当金	△28
資産合計	149,148

科目	金額
(負債の部)	
流動負債	26,941
支払手形及び買掛金	14,345
電子記録債務	2,757
短期借入金	2,546
未払金	2,788
未払費用	1,739
未払法人税等	883
賞与引当金	1,028
環境対策引当金	17
解体撤去引当金	231
その他	600
固定負債	15,396
長期借入金	6,515
繰延税金負債	3,183
再評価に係る繰延税金負債	1,030
環境対策引当金	5
解体撤去引当金	187
関係会社事業損失引当金	893
退職給付に係る負債	2,314
その他	1,265
負債合計	42,337
(純資産の部)	
株主資本	103,065
資本金	20,044
資本剰余金	7,857
利益剰余金	75,936
自己株式	△773
その他の包括利益累計額	3,744
その他有価証券評価差額金	928
繰延ヘッジ損益	—
土地再評価差額金	2,359
退職給付に係る調整累計額	456
純資産合計	106,810
負債純資産合計	149,148

(注) 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書 (2024年4月1日から2025年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		169,329
売上原価		147,249
売上総利益		22,080
販売費及び一般管理費		13,643
営業利益		8,436
営業外収益		
受取利息	47	
受取配当金	94	
持分法による投資利益	185	
不動産賃貸料	73	
その他	78	479
営業外費用		
支払利息	169	
シンジケートローン手数料	289	
賃借料	134	
その他	202	796
経常利益		8,119
特別利益		
投資有価証券売却益	586	
その他	4	591
特別損失		
関係会社事業損失引当金繰入額	265	
固定資産除却損	139	
解体撤去引当金繰入額	134	
その他	4	544
税金等調整前当期純利益		8,167
法人税、住民税及び事業税	2,420	
法人税等調整額	50	2,471
当期純利益		5,695
非支配株主に帰属する当期純利益		—
親会社株主に帰属する当期純利益		5,695

(注) 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

貸借対照表 (2025年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	76,271	流動負債	23,804
現金及び預金	8,007	支払手形	475
受取手形	2,581	買掛金	12,574
売掛金	34,995	短期借入金	546
製品	5,546	関係会社短期借入金	3,070
半製品	7,765	未払金	1,654
仕掛品	4,920	未払費用	1,662
原材料及び貯蔵品	11,665	未払法人税等	598
その他	791	賞与引当金	830
貸倒引当金	△2	環境対策引当金	17
		解体撤去引当金	231
		その他	2,141
固定資産	55,167	固定負債	14,235
有形固定資産	42,274	長期借入金	6,515
建物	5,809	繰延税金負債	2,519
構築物	1,232	再評価に係る繰延税金負債	1,030
機械及び装置	16,152	退職給付引当金	2,181
車両及び運搬具	6	環境対策引当金	5
工具、器具及び備品	440	解体撤去引当金	187
土地	18,145	関係会社事業損失引当金	893
リース資産	67	資産除去債務	429
建設仮勘定	419	その他	471
無形固定資産	244	負債合計	38,040
ソフトウェア	140	(純資産の部)	
その他	104	株主資本	90,222
投資その他の資産	12,648	資本金	20,044
投資有価証券	1,584	資本剰余金	17,008
関係会社株式	7,744	資本準備金	16,977
前払年金費用	1,165	その他資本剰余金	31
差入保証金	1,096	利益剰余金	53,942
その他	1,060	その他利益剰余金	53,942
貸倒引当金	△2	繰越利益剰余金	53,942
資産合計	131,439	自己株式	△773
		評価・換算差額等	3,176
		その他有価証券評価差額金	816
		土地再評価差額金	2,359
		純資産合計	93,399
		負債純資産合計	131,439

(注) 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

損益計算書 (2024年4月1日から2025年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		132,509
売上原価		115,589
売上総利益		16,919
販売費及び一般管理費		9,968
営業利益		6,951
営業外収益		
受取利息	2	
受取配当金	445	
その他	90	538
営業外費用		
支払利息	101	
シンジケートローン手数料	289	
賃借料	134	
その他	178	704
経常利益		6,786
特別利益		
投資有価証券売却益	511	
その他	1	513
特別損失		
関係会社事業損失引当金繰入額	265	
解体撤去引当金繰入額	134	
固定資産除却損	133	
その他	4	538
税引前当期純利益		6,761
法人税、住民税及び事業税	1,875	
法人税等調整額	38	1,913
当期純利益		4,847

(注) 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2025年5月16日

株式会社 中山製鋼所
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 西野 裕久
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 前田 俊之
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社中山製鋼所の2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社中山製鋼所及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、2025年5月9日開催の取締役会において、日本製鉄株式会社との間で、新規電気炉の建設、保有及び会社への賃貸を目的とした合併会社設立に関する基本合意書を締結することについて決議し、同日付で基本合意書を締結している。また、会社は、同取締役会において、長期ビジョン実現に向けた新電気炉投資について決議している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2025年5月16日

株式会社 中山製鋼所
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 西野 裕久
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 前田 俊之
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社中山製鋼所の2024年4月1日から2025年3月31日までの第131期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、2025年5月9日開催の取締役会において、日本製鉄株式会社との間で、新規電気炉の建設、保有及び会社への賃貸を目的とした合併会社設立に関する基本合意書を締結することについて決議し、同日付で基本合意書を締結している。また、会社は、同取締役会において、長期ビジョン実現に向けた新電気炉投資について決議している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第131期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号口及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門及びその他の関係部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号口の各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）については、品質管理に関する国際基準（国際品質マネジメント基準第1号、ISOQM1）等の要求事項を満たすKPMGインターナショナルの方針及び手続を適用するとともに、企業会計審議会が公表する監査基準、監査に関する品質管理基準、監査における不正リスク対応基準等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針は相当であると認めます。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員としての地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年5月23日

株式会社中山製鋼所 監査等委員会

常勤監査等委員 岸 田 良 平 ㊟
監 査 等 委 員 角 田 昌 也 ㊟
監 査 等 委 員 津 田 和 義 ㊟

(注) 監査等委員 角田昌也及び津田和義は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

株主総会会場ご案内図

会場

株式会社 中山製鋼所 事務管理センター7階 大ホール

住所 大阪市大正区船町一丁目1番66号

電話 (06) 6555-3111 (代表)

交通手段

● JR大阪環状線 大正駅

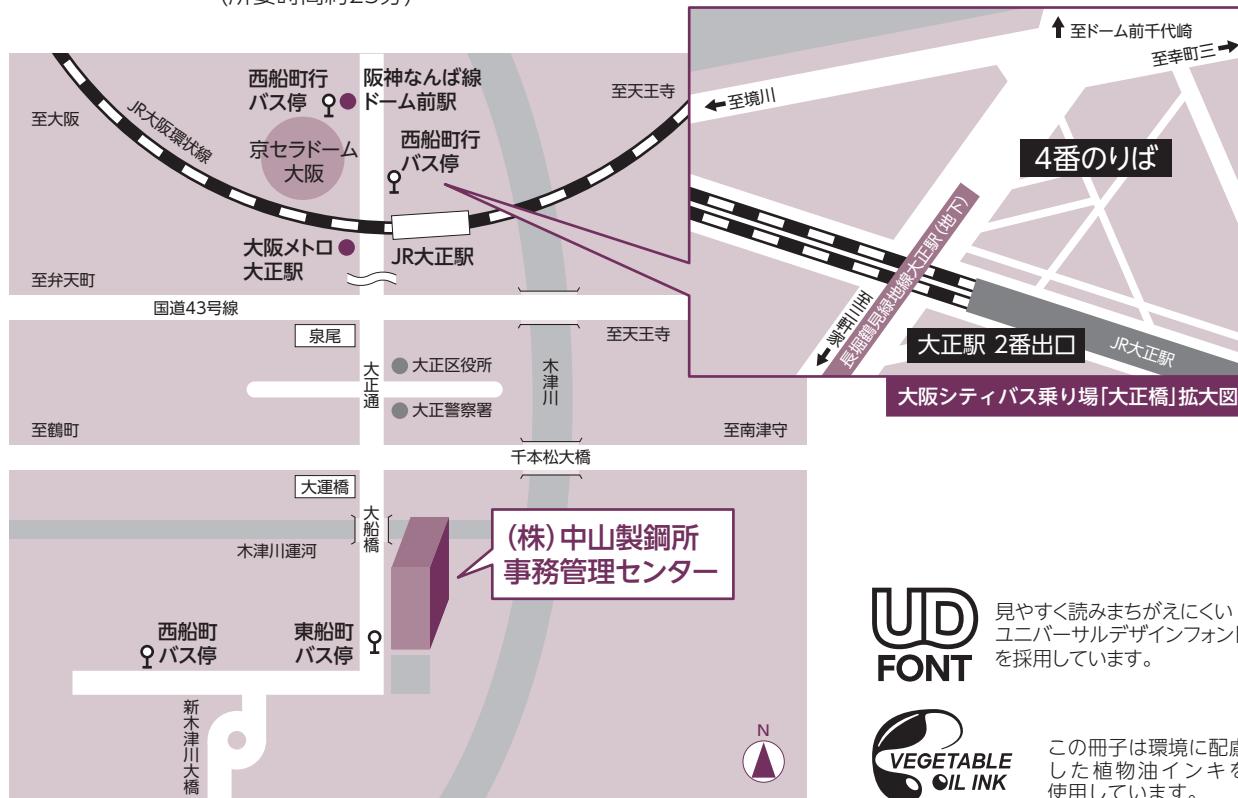
大阪シティバス乗換「大正橋」バス停 4番のりば「西船町」行乗車、「東船町」下車
(所要時間約20分)

● 大阪メトロ長堀鶴見緑地線 大正駅 2番出口

大阪シティバス乗換「大正橋」バス停 4番のりば「西船町」行乗車、「東船町」下車
(所要時間約20分)

● 阪神なんば線 ドーム前駅 2番出口

大阪シティバス乗換「ドーム前千代崎」バス停「西船町」行乗車、「東船町」下車
(所要時間約25分)



UD
FONT

見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。

VEGETABLE
OIL INK

この冊子は環境に配慮
した植物油インキを
使用しています。